



障害児通所支援等の 利用のてびき



児童福祉法による障害のある児童を対象にしたサービスには、日常生活や集団生活のために必要な訓練などで発達や自立を支援する「通所サービス」や「入所サービス」があります。

障害児通所支援等の福祉サービスを利用するためには、三田市への申請が必要です。この「障害児通所支援等の利用のてびき」では、申請からサービス利用までの流れを説明します。みなさんにとって必要なサービスを正しく利用できるように、三田市や指定事業者がお手伝いします。

も く じ

1. 利用できるサービスの種類	1
2. サービスを利用するまでの流れ	...	2
3. サービスを利用したときの費用	...	4
4. サービス利用にあたっての注意事項	...	5
5. 市内の通所支援事業所など	6

手続きのお問い合わせ先及び申請先

三田市役所 障害福祉課

〒669-1595 三田市三輪2丁目1番1号

TEL: 079-559-5075

FAX: 079-562-1294

1. 利用できるサービスの種類

児童福祉法による障害のある児童を対象にしたサービスには、日常生活や集団生活のために必要な訓練などで発達や自立を支援する「通所サービス」や「入所サービス」があります。

サービスが利用できるのは、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）、対象疾患（難病）のため、通所による療育等の支援が必要な児童で、障害者手帳の有無は問いません。また、児童相談所、医師等により療育の必要性が認められた児童も対象となります。



障害児通所支援

サービス名	サービスの内容
児童発達支援	未就学児を対象にして、日常生活に必要な動作や知識を指導したり、集団生活に必要な適応訓練を行ったりします。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害などで通所での支援の利用が困難な児童に対して、居宅を訪問して発達支援をします。
医療型児童発達支援	福祉サービスとしての児童発達支援にあわせ、上肢・下肢または体幹に障害がある児童に対して必要とされる治療を行います。
放課後等デイサービス	就学中の児童を対象にして、放課後や夏休みなどの長期休暇中に、生活能力向上のための訓練や、地域社会との交流促進などを行います。
保育所等訪問支援	保育所などに通う児童を対象にして、施設を支援員が訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援などをします。

➡ 市内で利用できる事業所は、6 に掲載しています。

障害児入所支援

サービス名	サービスの内容
福祉型・医療型障害児入所支援	<p>児童を入所させて保護し、日常生活の指導や、自立に必要な知識や技能を身につけるための支援を行います。福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスにあわせて治療を行う「医療型」があります。児童の入所サービスについては、児童相談所が相談窓口になります。</p> <p>＜川西こども家庭センター＞</p> <p>電話：(072) 756-6633 FAX：(072) 756-6006</p>

2. サービスを利用するまでの流れ

障害児通所支援を利用するためには、障害福祉課への申請が必要です。ここでは申請からサービス利用までの流れを説明します。

相談

まずは、さんだ子ども発達支援センターや障害福祉課に相談しましょう。
相談の結果、サービスが必要な場合は、障害福祉課に申請します。

よくある相談の例

- どんな児童がサービスを利用できるのか？
- どんなサービスがあるの？
- どんなサービスを利用すればいいの？
- どんな施設があるの？
- サービス費用はどれくらいかかるの？



申請

保護者の方が、申請用紙に必要な事項を記入して、障害福祉課に提出します。申請のときに必要となる書類など、詳しいことは障害福祉課までお問い合わせください。

調査

調査員が、サービスの利用を希望する児童や保護者に対して、生活の状況などについて、聞き取り調査を行います。

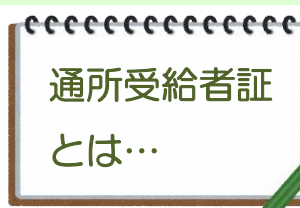
サービス等利用計画案の作成依頼

保護者の方が、指定特定相談支援事業者に、サービス等利用計画案の作成を依頼します。
相談支援専門員が、サービスの利用を希望する児童や保護者の意見や状況に合わせた利用計画案を作成します。



支給決定

3の調査結果や4で作成したサービス等利用計画案をもとに、利用できるサービスの支給が決定します。支給が決定すると、「通所受給者証」が交付されます。



サービスを利用するのに必要な情報が記載されたものです。サービスを利用するときに、サービス提供事業者に提示します。支給量を変更するときにも必要なので、大切にとりあつかいましょう。



サービス等利用計画の作成

5の支給決定が行われた後、指定特定相談支援事業者は、サービス提供事業者などと連絡調整を行い、実際に利用することになるサービス等利用計画を作成します。



事業者との利用契約

実際にサービスを利用するサービス提供事業者を選んで利用契約をします。どのサービス提供事業者を選べばよいのかわからない場合などは、指定特定相談支援事業者に相談するか6ページを参考に決定してください。



サービスの利用開始

「通所受給者証」を提示し、利用計画にそったサービスを利用します。



モニタリング

一定期間ごとにサービスの利用状況を検証し、その結果に応じたサービス等の利用計画の見直し（モニタリング）が行われます。

3. サービスを利用したときの費用

サービスを利用したときの費用は、一部を利用者が負担し、残りは三田市が負担します。利用者負担の割合は原則1割です。

また、月ごとにかかる利用者負担額には、その世帯（（施設に入所する18、19歳を含む）保護者の属する住民基本台帳での世帯）の所得に応じて上限額が決められているため、利用するサービスの量にかかわらず上限額以上の負担はありません。

なお、1割負担で計算した負担額が、上限額よりも低い場合は、1割の負担額になります。

●利用者負担額

区分	世帯の収入状況		上限額（月額）
生活保護	生活保護受給世帯		0円
低所得	市町村民税非課税世帯		0円
一般1	市町村民税課税世帯 (所得割28万円未満)	通所施設、ホームヘルプ利用の場合	4,600円
		入所施設利用の場合	9,300円
一般2	上記以外		37,200円

ほかにも負担を軽減する措置があります！



高額障害福祉サービス費等給付費

世帯の中で障害児通所支援と障害者総合支援法に基づくサービスや補装具などを利用する人が複数いる場合、それぞれの利用者負担額を合計することができ、決められた上限額を超えた分は「高額障害福祉サービス等給付費」として支給され、負担が軽減できます。


多子軽減制度

児童発達支援を利用する就学前の児童に、児童発達支援または幼稚園等に通園する就学前の兄・姉がいる場合など、利用者負担額が軽減される場合があります。

●詳しくは、障害福祉課までお問い合わせください。

4. サービス利用にあたっての注意事項

1. 1日に複数の事業所を利用することはできません。
2. サービスの利用状況が変わる場合は、以下のとおり手続きをおねがいします。

変更内容		備考
「通所受給者証」の支給日数の変更	<u>変更の手続きが必要です。</u>	事業所の利用を1か所から2か所以上に増やす場合、利用者負担額が0円の方以外は利用者負担上限額管理依頼届出書（※）の提出が必要となる場合があります。障害福祉課まで必ずご連絡ください。
「通所受給者証」に新たなサービスを追加	<u>申請の手続きが必要です。</u>	
「通所受給者証」の支給日数に変更はないが、利用する事業所を増やす、又は変更する	指定特定相談支援事業者までご連絡ください。	※複数の事業所を利用するとき、利用者負担額が上限月額を超えないように調整する事業所を届出る書類
利用者負担額を変更	<u>変更の手続きが必要です。</u> ★変更が必要な場合… ①世帯異動がある場合 ②新年度の課税額が前年度より減額になる等で所得区分が変わる場合 ③生活保護を受給する場合	原則として申請のあった日の翌月からの変更適用となります。 

3. 「通所受給者証」の記載内容に変更があった場合、事業所に改めて受給者証を提示してください。
4. 原則、「通所受給者証」の期限は児童の誕生月の末日までとなります。「通所受給者証」の支給決定期間が終了し、引き続きサービスの利用を希望する場合には、更新の手続きが必要となります。
5. 三田市外に転出される場合は、三田市発行の「通所受給者証」を継続して使用することはできません。転出先の市町村において、改めて手続きが必要となります。

5. 市内の通所支援事業所など

市内で利用できる事業所を記載しています。そのほか市外の事業所でもサービスを受けることができます。



●児童発達支援（未就学の乳幼児対象）

	事業所名	所在地	電話・FAX
①	かるがも園	井ノ草 808	電話： 568-1626 FAX： 560-7133
②	さくらこどもセンター 「ケイキマナスクール」	天神 2-11-6	電話： 078-331-3200 FAX： 558-7903
③	そうさんの足音	すすかけ台 1-12 生涯発達センター「まんかい」 3F	電話： 564-7785 FAX： 556-7731
④	いあんいあん	対中町 15-16	電話： 565-1311 FAX： 565-1317
⑤	UTキッズ三田	南ヶ丘 1-54-27	電話： 559-6599 FAX： 559-6598
⑥	若草BASE	あかしあ台 4-21 あさひ幼稚園内	電話： 050-1808-2310

●放課後等デイサービス（小学校～高校生対象）

	事業所名	所在地	電話・FAX
①	さくらこどもセンター 「さくらっ子クラブ」	天神 2-11-6	電話： 078-331-3200 FAX： 558-7903
②	そうさんの足音	すすかけ台 1-12 生涯発達センター「まんかい」 3F	電話： 564-7785 FAX： 556-7731
③	三田わくわく村	大原 1546-5	電話： 564-0909 FAX： 564-8500
④	ユニバーサルスクール武庫が丘校	武庫が丘 3-2-1	電話： 558-7884 FAX： 558-7894
	ユニバーサルスクール三田本町校	相生町 19-8	電話： 555-6553 FAX： 555-6558
⑤	いあんいあん	対中町 15-16	電話： 565-1311 FAX： 565-1317
⑥	ハッピーテラス	高次 1-3-16-101	電話： 555-6161 FAX： 555-6162
⑦	放課後デイゆりのき	ゆりのき台 2-1-3	電話： 506-1226 FAX： 506-1226
⑧	UTキッズ三田	南ヶ丘 1-54-27	電話： 559-6599 FAX： 559-6598
⑨	障害児者デイサービス だんだん	上井沢 45-1	電話： 550-9059 FAX： 550-9060
⑩	ピアチェーレ	長坂 623-21 関山組 ビル1階	電話： 506-5600 FAX： 506-5601

●指定特定相談支援事業所（児童を対象とした事業所）

	事業所名	所在地	電話・FAX
①	かるがも相談支援	井ノ草 808	電話： 568-1626 FAX： 560-7133
②	相談支援事業所「ねくすと」	沢谷 1296-1	電話： 567-7530 FAX： 567-2126
③	三田わくわく村大原事業所	大原 1546-5	電話： 564-0909 FAX： 564-8500
④	三田福祉の里相談支援センター	東本庄 1188	電話： 568-1026 FAX： 568-7013
⑤	あすなろ相談支援事業所	三輪 1-8-11	電話： 556-5075 FAX： 556-5275
⑥	そうさんの足音	すすかけ台 1-12 生涯発達支援センター「まんかい」 3F	電話： 564-7785 FAX： 556-7731
⑦	オフィス リブ	高次 1-7-31 NK ハイツ高次5号	電話： 501-6168 FAX： 501-6168
⑧	Uno mismo（ウノ ミスモ）	上井沢 486-2	電話： 050-8884-3423 FAX： 571-6519

